

法人事業税の減免に関するQ & A 改訂履歴

令和6年4月1日

改訂：Q3-1、Q3-6、Q7-3

- * 導入推奨機器指定等の所管局変更に伴うHP更新に合わせて、記載を改めました。(Q3-1、Q3-6)
- * 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)

令和5年4月1日

改訂：Q3-1、Q3-5、Q3-6、Q3-9、Q4-5、Q4-7、Q5-5、
Q7-1、Q7-2、Q7-3、Q8-1、Q9-3、Q9-4

- * 導入推奨機器指定等の所管局変更に伴い、記載を改めました。(Q3-1、Q3-6、Q8-1)
- * 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）ヘルプデスクの電話番号を変更しました。(Q3-5)
- * 掲載すべき期間が経過したため削除しました。(Q3-9)
- * 法人税基本通達の通達名称を修正しました。(Q4-5、Q4-7)
- * 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」の通達名称を修正しました。(Q5-5)
- * 「特定テナント等事業者」の定義を修正しました。(Q7-1)
- * 報告書等の提出先について記載を改めました。(Q7-2、Q7-3)
- * 提出すべき報告書等の年度を改訂しました。(Q7-3)
- * 申告書の「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の番号を削除しました。(Q9-3)
- * 予定申告に関する記述を修正しました。(Q9-4)

令和4年4月1日

改訂：Q3-5、Q7-2、Q7-3、Q9-4

- * 東京都地球温暖化防止活動推進センターの名称表記箇所に「クール・ネット東京」の文言を併記しました。(Q3-5、Q7-2、Q7-3)
- * 令和2年度における地球温暖化対策報告書等の提出期限の延長に関する記述を削除しました。(Q7-2)
- * 提出すべき報告書等の年度を改訂しました。(Q7-3)
- * 予定申告に関する記述を修正しました。(Q9-4)

令和3年4月1日

改訂：Q 7－2、Q 7－3

- * 令和2年度における地球温暖化対策報告書等の提出期限の延長に伴う改定を行いました。(Q 7－2)
- * 提出すべき報告書等の年度を改訂しました。(Q 7－3)

令和2年4月1日

改訂：Q 6－1、Q 7－3

- * 適用期間延長に伴う改訂を行いました。(Q 6－1)
- * 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q 7－3)

平成31年4月1日

改訂：Q 7－3、Q 9－1

- * 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q 7－3)
- * 「環境関連投資促進税制（通称：グリーン投資減税）」の適用が平成30年3月31日までの期間をもって終了したため、記載を削除しました。(Q 9－1)

平成31年1月4日

改訂：Q 3－5、Q 3－7

- * 「蛍光灯照明器具」が平成31年1月4日より導入推奨機器の指定から除外されたため記載を削除しました。(Q 3－5、Q 3－7)

平成30年4月2日

改訂：Q 6－1、Q 7－3、Q 9－1

- * 減免の対象となる事業年度の記載について、西暦を併記しました。(Q 6－1)
- * 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q 7－3)
- * 法人税における「エネ革税制」について、制度が廃止されているため記載を削除しました。(Q 9－1)

平成29年8月24日

改訂：Q3-7、Q9-3

- * 空調設備すべてについて、導入推奨機器として型式番号が指定されている室外機と同時に取得し当該室外機と接続されている室内機については、減免の対象としました。
(平成29年8月24日以後申請期限の申請に限る。) (Q3-7)

「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の番号を改訂しました。(Q9-3)

平成29年4月3日

改訂：Q7-3

- * 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)

平成28年9月26日

改訂：Q3-5、Q7-3、Q9-3

- * 東京都地球温暖化防止活動推進センターヘルプデスクの電話番号が変わりました。
(Q3-5)
- * 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)
- * 「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の番号を改訂しました。(Q9-3)

平成27年4月1日

改訂：Q2-1、Q2-2、Q6-1、Q7-1、Q7-3

- * 「中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る法人事業税の減免取扱要領」の改正に伴う改訂を行いました。(Q2-1、Q2-2、Q7-1)
- * 適用期間延長に伴う改訂を行いました。(Q6-1)
- * 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)

削除：Q6-4

平成26年5月30日

改訂：Q6-1、Q6-4

適用期間延長に伴う改訂を行いました。

平成26年4月1日

追加：Q6-4

改訂：Q7-3

- * 減免の適用が終了する事業年度の減免未済額の取扱いを追加しました。(Q6-4)
- * 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)

平成25年4月1日

改訂：Q3-5、Q3-7、Q6-1、Q7-1、Q7-3

* LED誘導灯器具に関する記載を追加しました。(Q3-5、Q3-7)

* 減免の適用が終了する事業年度の記述に変更しました。(Q6-1)

* 報告書等の対象が都内の事業所であることを明記しました。(Q7-1)

* 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)

平成24年4月1日

改訂：Q3-5、Q3-7、Q5-1、Q7-3、Q9-1

追加：Q3-9

* LEDに関する記載及びQAを追加しました。(Q3-5、Q3-7、Q3-9)

* ブレーカーや分電盤の工事費用は含まないことを明記しました。(Q5-1)

* 提出すべき報告書の年度を改訂しました。(Q7-3)

* 「グリーン投資減税」について追記しました。(Q9-1)

平成23年6月17日

改訂：Q6-1

追加：Q8-2からQ8-4

- * 対象設備を取得した事業年度と事業の用に供した事業年度が異なる場合についての説明を追加しました。(Q6-1)
- * 減免未済額の申請について追加しました。(Q8-2からQ8-4)

平成23年4月1日

追加：Q2-1、Q2-2、Q3-2からQ3-5、Q5-1、Q8-2、Q9-3、
Q9-4

改訂：Q3-7、Q7-2からQ7-4、Q8-1

- * 平成23年4月1日から導入推奨機器に追加された太陽熱利用システム（空気集熱式）の付属設備について記載しました。（Q3-7）
- * 地球温暖化対策報告書（任意提出）の報告書の提出期限が変更されたことに伴い、訂正しました。（Q7-2、Q7-3）
- * 報告書等の提出対象とならない事業所等の例を追加しました。（Q7-4）
- * 減免未済額の減免申請を行う場合の添付資料について記載しました。（Q8-2）

平成23年2月8日

改訂：Q2-2

- * 太陽光発電システムの標準的な設備構成について、注釈を変更しました（Q2-2）

平成22年12月13日

追加：Q5-4

改訂：Q5-2、Q5-3

- * 報告書等の提出期限について、説明を追加しました。（Q5-2）
- * 制度の初年度で直近の報告書等がない場合の取扱いについて、対象法人がいなくなるため、削除しました。（Q5-3）

平成22年10月1日

追加：Q2-13、Q2-14

改訂：Q2-1、Q2-2、Q3-1、Q5-3、Q6-1

- * エアコンと同時に設置する換気設備とそれに伴う工事は、減免対象とならないことを記載しました。（Q2-2、Q3-1）
- * 事業所等が信託財産である場合の取扱いを記載しました。（Q5-3）
- * 添付資料に関する注意事項を追加しました。（Q6-1）

平成22年8月23日

改訂：Q2-2エ（ア）の注意書きを追加しました（太陽光発電システムの付属設備に、表示パネルが含まれないことを明記しました）。

Q2-3を追加しました。

*改訂に伴い、改訂前とQ&Aの番号がずれていますので、ご注意ください。

平成22年7月16日

改訂：Q3-1

減免対象とならない工事の例を記載しました。

平成22年6月25日

改訂：Q1-1、Q2-1、Q2-11、Q6-1、Q7-1

追加：Q2-4

*Q&Aの番号を変更しました。

*導入推奨機器の指定取消について記載しました。（Q2-4）

*「東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」との併用不可について、明記しました。（Q7-1）

平成22年5月6日

追加：Q5-2、Q10-2、Q10-3、Q12-2、Q12-3、Q25

平成22年4月14日

変更：Q24

*「東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」との併用について、注意書きを加えました。